

○石川県警察の警察官等の服制に関する訓令

平成6年3月23日
石川県警察本部訓令第5号

最終改正 令和3年3月22日警察本部訓令第10号

石川県警察の警察官等の服制及び服装に関する訓令（昭和53年石川県警察本部訓令第11号）の全部を改正する。

石川県警察の警察官等の服制に関する訓令
（趣旨）

第1条 石川県警察における警察官及び交通巡視員（以下「警察官等」という。）の服制については、警察官の服制に関する規則（昭和31年国家公安委員会規則第4号。以下「服制規則第4号」という。）及び交通巡視員の服制に関する規則（昭和45年国家公安委員会規則第7号。以下「服制規則第7号」という。）その他別に定めるもののほか、この訓令に定めるところによる。

第2条 削除

（活動服の着用等）

第3条 警察官等は、次の各号のいずれかに該当する場合には、活動服、活動帽又は活動ネクタイを着用することができる。

- (1) 宿日直勤務に従事するとき。
- (2) 留置業務に従事するとき。
- (3) 地域警察勤務に従事するとき。
- (4) 警察用車両に乗車し、警察用船舶に乗船し、又は警察用航空機に搭乗して勤務するとき。
- (5) 捜索に従事するとき。
- (6) 鑑識のための作業に従事するとき。
- (7) 交通指導取締り又は交通事故事件捜査に従事するとき。
- (8) 道路標識及び道路標示の設置又は管理に係る業務に従事するとき。
- (9) 治安警備実施又は雑踏警備実施に従事するとき。
- (10) 災害警備実施に従事するとき。
- (11) 前各号に掲げる業務に準ずる業務に従事するとき。

2 警察官等は、冬服又は合服の着用期間において、制服上衣若しくは活動服を着用して勤務するとき又は室内で勤務するとき（交番、駐在所等で公衆の面前において勤務するときを除く。以下同じ。）には、制服用ワイシャツに代えて白色無地のワイシャツを着用することができる。

3 制服上衣（夏服上衣を除く。）、ベスト又は活動服は、状況により着用しないことができる。

（雨衣の制式）

第4条 男性警察官の雨衣は、服制規則第4号別表に定める紺色又は白色の第一種

とする。

2 女性警察官の雨衣は、服制規則第4号別表に定める紺色又は白色の第一種及び第二種とする。

3 交通巡視員（男性）の雨衣は、服制規則第7号別表に定める白色の第一種とする。

4 交通巡視員（女性）の雨衣は、服制規則第7号別表に定める白色の第一種及び第二種とする。

（防寒服の制式）

第5条 警察官の防寒服は、服制規則第4号別表に定める第一種及び第二種とする。

2 交通巡視員の防寒服は、服制規則第7号別表に定める第一種及び第二種とする。

（着装要領）

第6条 警察官の服装の着装要領は、別表第1によるほか、次の各号によるものとする。

(1) 手錠のかぎは、警笛つりひも（白色警笛つりひもを除く。）の警笛の反対側の先端に取りつけるものとする。

(2) 靴は、通常、黒色の短靴を用いるものとする。ただし、教練、警備実施等部隊活動をする場合又は所属長が特に指示した場合は警備靴を用いるものとし、雨雪の場合又は二輪車に乗車する場合は、革半長靴又はゴム長靴を用いることができる。

(3) 必要がある場合には、防寒服、雨衣、手袋又は帽子雨覆いを着用することができる。

(4) 雨衣第二種は、制服ズボン及び制服スカート着用時に着用できるものとする。

(5) 防寒服第二種は、活動服着用時に着用できるものとする。

2 女性警察官は、勤務の性質等により所属長が必要と認めた場合は、白色警笛つりひもを着装し、ショルダーバッグを携帯することができる。その場合の着装要領は、別表第2によるものとする。

（乗車時の服装）

第7条 警察官等は、制服又は活動服で自動車（自動二輪車を除く。）に乗車する場合は、制帽、活動帽又は白ヘルメットを着用しなければならない。

2 警察官等は、制服又は活動服で自動二輪車又は原動機付自転車に乗車する場合は、白ヘルメットを着用しなければならない。

（着用期間の変更等）

第8条 警察本部長（以下「本部長」という。）は、気候の状況その他特別の理由がある場合は、服制規則第4号第3条に規定する警察官の被服の着用期間を変更することができる。

2 交通巡視員の被服の着用期間は、警察官に準ずる。

（服装等の一部省略等）

第9条 警察官等は、室内で勤務するとき及びヘルメットを着用するときは、制帽

又は活動帽を着用しないことができる。

2 警察官は、次の各号のいずれかに該当する場合には、帯革又は手錠を着装しないことができる。

- (1) 室内で勤務するとき。
- (2) 会議又は事務打合せに出席するとき。
- (3) 儀式に出席するとき。
- (4) 音楽隊員が演奏に従事するとき。
- (5) 看守勤務の警察官が留置施設において勤務するとき。
- (6) 災害応急対策のための作業に従事するとき。
- (7) 前各号に掲げる場合のほか、帯革又は手錠を着装する必要がないと所属長が認めたとき。

3 警察官は、拳銃又は警棒を着装しないときは、帯革本帯から拳銃用調整具及び拳銃入れ又は警棒つりを取り外すものとする。

4 警察官は、次の各号のいずれかに該当する場合には、識別章を着装しないことができる。

- (1) 名札を着用しているとき。
- (2) 留置業務に従事するとき。
- (3) 治安警備実施に従事するとき。

5 警察官は、暴力団の事務所を捜索する場合であって識別章の番号標の表面を表示することによりその現場又は事後における警察の職務執行に対する妨害が助長されると認められる場合その他の識別章の番号標の表面の表示が適正な職務執行を妨げることとなると所属長が認めた場合には、当該番号標の裏面を表示することができる。

(特殊被服等の服制及び着装要領)

第10条 警察官等が着用する特殊な被服等の服制及び着装要領は、別表第3のとおりとする。

(礼装)

第11条 警察官の礼装は、男性警察官にあつては礼服を着用し、女性警察官にあつては制帽を着用し、制服に飾緒及び礼肩章を着装するものとする。

2 警察官は、次の各号に掲げる場合は、礼装するものとする。ただし、第1号及び第2号の場合において、本部長が必要がないと認めたときは、この限りでない。

- (1) 表彰式、入校式、卒業式その他の公の儀式に出席するとき。
- (2) 外国の文武官を公式に訪問し、又は接受するとき。
- (3) その他本部長が儀礼上必要があると認めるとき。

3 警察官は、礼装で弔意を表す場合には、飾緒を取り外し、黒又は紺色のネクタイを用い喪章を着装するものとする。

4 警察官は、私的な儀礼的行事に出席する場合において必要があるときは、所属長の承認を得て、礼装することができる。

(礼装する場合の拳銃等の着装)

第12条 警察官が礼装をする場合における拳銃等の着装については、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 礼服を着用する場合は、拳銃及び帯革を着装しないものとする。ただし、拳銃について、本部長が特に指示したときは、私服の場合に準じて携帯するものとする。
- (2) 制服に白手袋を着用して礼装に代える場合は、拳銃及び警棒を携帯しないものとする。ただし、本部長が特に指示したときは、この限りではない。

(航空隊員の服装)

第13条 警備部警備課航空隊（以下「航空隊」という。）に勤務し航空機の操縦等に当たる警察官の服装は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 航空機を操縦するときは、航空服、航空靴及び航空手袋のほか、航空ヘルメット又は航空帽を着用するものとする。
- (2) 防寒又は防じんのため必要があるときは、防寒服、防じん眼鏡又はマフラーを着用することができる。
- (3) 基地作業に従事するときは、航空服に代えて作業服を着用することができる。

(警察署の交通専務員の服装)

第14条 警察署に勤務し交通警察を専務とする警察官（以下「交通専務員」という。）の服装は、白色（夜光）帯革、交通腕章、白色帽子覆い、白色あごひも、白色警笛及び白色警笛つりひもを着装するものとする。ただし、交通指導取締り又は交通事故現場の捜査に従事する場合は、制帽に代えて白ヘルメットを、短靴に代えて革半長靴を着用するものとする。

2 交通専務員は、勤務の態様により革半長靴に代えて白色ズボンすそ覆いを着用することができる。

(交通機動隊員及び高速隊員の服装)

第15条 交通部交通機動隊（以下「交通機動隊」という。）又は交通部高速道路交通警察隊（以下「高速隊」という。）に勤務し交通取締り用自動車（交通取締り用自動二輪車（以下「白バイ」という。）を除く。）に乗車して交通指導取締りに当たる警察官の服装は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 交通乗車服（防寒服を除く。）、白色（夜光）帯革（白色手錠入れ付き）、白色警笛及び白色警笛つりひもを着装し、乗車用ヘルメット及び革半長靴を着用するものとする。ただし、勤務の態様により、乗車用ヘルメットに代えて制帽を着用することができる。
- (2) 雨雪又は防寒のため必要がある場合は、雨衣、防寒服又は手袋を着用することができる。
- (3) 必要があるときは、革半長靴に代えてスパイク長靴を着用することができる。

2 白バイに乗車して交通指導取締りに当たる警察官の服装は、前項に定めるほか、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) マフラー及び乗車用手袋を着用し、革半長靴に代えて乗車靴を着用するものとする。

(2) 必要があるときは、防じん眼鏡を着用することができる。

3 白バイに乗車する女性警察官は、次に掲げる場合は、特別乗車服を着用することができる。

(1) 一般道路以外の広場、公園、学校その他施設で行う記念式典、イベント等の行事におけるドリル、アクロバット演技その他の活動に従事する場合

(2) 一般道路規制区域内におけるパレードの活動に従事する場合

(交通指導取締りに従事する場合の服装)

第16条 前2条に定める警察官以外の警察官は、交通指導取締り又は交通事故現場の捜査に従事する場合は、白ヘルメット及び革半長靴を着用し、交通腕章を着装するものとする。

2 前項に定める警察官は、街頭監視等活動の態様により、白色（夜光）帯革、白色警笛及び白色警笛つりひもを着装することができる。

(警ら用無線自動車に乗務する場合の服装)

第17条 警ら用無線自動車により警ら勤務に従事する警察官は、短靴に代えて革半長靴を着用することができる。

2 前項に定める警察官は、次の各号に掲げる場合には、白ヘルメットを着用するものとする。

(1) 車外に出て緊急配備に従事するとき。

(2) 検問又は交通指導取締りに従事するとき。

(3) 車両の誘導及び整理、危険箇所への立入り等を伴う事件又は事故の処理に従事するとき。

(4) その他所属長が必要と認めるとき。

(夜光チョッキ等の着用)

第18条 警察官は、夜間において、交通事故現場の捜査に従事する場合、交通指導取締りその他の必要がある場合は、夜光チョッキを着用するものとする。また、必要により夜光そでカバーを着用することができる。

(交通巡視員の着装要領)

第19条 交通巡視員の服装の着装要領については、拳銃、警棒及び手錠を除き第4条の規定を準用するほか、勤務中は、交通腕章、白色警笛及び白色警笛つりひもを着装するものとする。

(き章、隊章及び腕章)

第20条 警察署長は署長章を、副署長は副署長章を、次長は次長章のき章をそれぞれ着装するものとし、その制式及び着装要領は、別表第4のとおりとする。

2 航空隊、交通機動隊及び高速隊に勤務する警察官は、第10条に規定する特殊な被服に隊章を着装し、警備部機動隊に勤務する警察官は、制服及び出動服に腕章を着装するものとし、その制式及び着装要領は、別表第4の2のとおりとする。

(鉄道警察隊員の標章)

第21条 生活安全部地域課鉄道警察隊に勤務する警察官は、制服に標章を着装するものとし、その制式及び着装要領は、別表第5のとおりとする。

(術科指導員のき章)

第22条 術科(柔道、剣道、逮捕術、拳銃及び救急法)指導員に任命された警察官は、それぞれの資格を表すき章を着装するものとし、その制式及び着装要領は、別表第6のとおりとする。

(音楽隊員の服制)

第23条 音楽隊員の服制は、別に定める。

(私服の着用)

第24条 服制規則第4号第8条の規定により私服を着用することができる場合は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 犯罪の捜査、犯罪の予防又は情報の収集に専従するとき。
- (2) 勤務の性質により、制服を着用することが職務の遂行に支障があると所属長が認めるとき。
- (3) その他特別の理由により、所属長の許可を受けたとき。

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成6年4月1日から施行する。

(経過規定)

- 2 この訓令の施行の際、支給及び貸与を受けていない品目については、支給及び貸与を受けるまでの間、なお従前の例による。

附 則(平成6年6月1日警察本部訓令第15号)

この訓令は、平成6年6月1日から施行する。

附 則(平成8年10月15日警察本部訓令第11号)

この訓令は、平成8年10月15日から施行する。

附 則(平成10年10月1日警察本部訓令第10号)

この訓令は、平成10年10月1日から施行する。

附 則(平成11年3月15日警察本部訓令第10号)

この訓令は、平成11年4月1日から施行する。

附 則(平成14年9月24日警察本部訓令第16号)

この訓令は、平成14年10月1日から施行する。

附 則(平成19年4月27日警察本部訓令第15号)

この訓令は、平成19年4月27日から施行する。

附 則(平成19年12月14日警察本部訓令第33号)

この訓令は、平成20年1月4日から施行する。

附 則(平成26年3月17日警察本部訓令第4号)

この訓令は、平成26年3月31日から施行する。

附 則（平成28年3月16日警察本部訓令第6号）

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成30年11月20日警察本部訓令第17号）

この訓令は、平成30年12月1日から施行する。

附 則（令和3年3月22日警察本部訓令第10号）

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

別表 略